

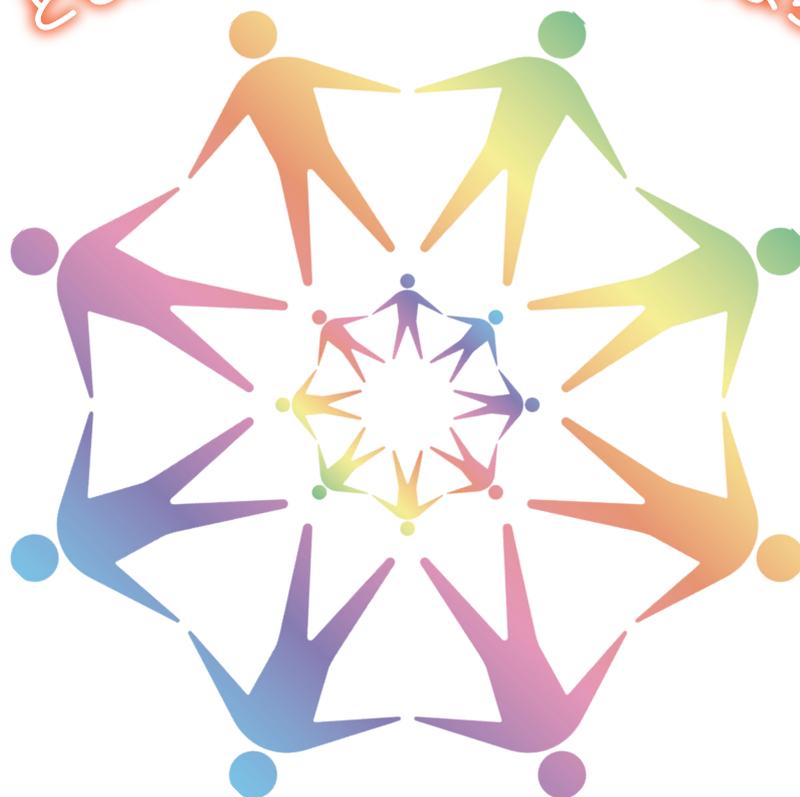
概要版

第2次 八千代町男女共同参画プラン 後期基本計画

【令和7年度～令和11年度】

女(ひと)と男(ひと)

ともに認め合い 誰もが輝けるまち



令和7年3月

八千代町

基本構想

「男女共同参画社会」って何？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会（男女共同参画社会基本法）

例えば・・・

- ・男女一人ひとりがお互いを認め合うこと
- ・男女一人ひとりが活躍できる機会が平等にあること
- ・男女がともに働きやすい環境をつくること
- ・性別による差別をされないこと
- ・配偶者や恋人など男女間のあらゆる暴力がなくなることなど

計画の基本理念



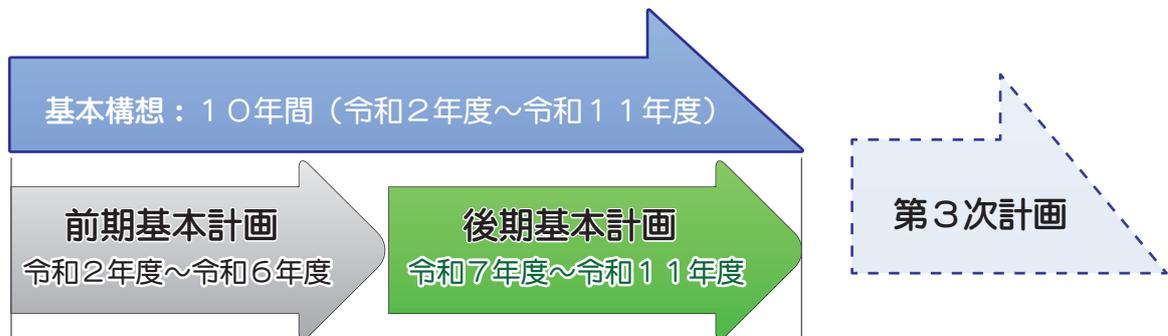
計画策定の趣旨

本町では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、令和2年3月に「第2次八千代町男女共同参画プラン」（以下、「第2次計画」という）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を総合的に推進し、展開してきました。

本計画は、前期基本計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）の期間満了に伴い、社会情勢の変化や価値観の多様化に対応し、男女共同参画の更なる推進を図るため「第2次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画」として策定するものです。

計画の期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」からなり、計画期間は以下のとおりです。



計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」、本町の「八千代町総合計画」と整合性を図りながら、町の特性を踏まえ作成するものです。また、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」及び「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」として一体的に策定するものです。

第2次八千代町男女共同参画プラン

- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画



- 男女共同参画社会基本法
- 第5次男女共同参画基本計画



- 茨城県男女共同参画推進条例
- 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）



- 八千代町総合計画
- 八千代町その他関連計画

基本計画

基本目標Ⅰ

男女の人権尊重と平等意識づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、男女の人権を尊重し、平等意識をつくっていくことが重要です。

家庭、地域、職場等における性別による固定的な役割分担意識を解消するため、あらゆる人へ意識啓発や法律・条例等の周知を図ります。また、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るとともに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

主要課題	施策の方向
1. 男女平等の意識づくり	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し (3) メディアにおける人権の尊重
2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実 (3) 生涯学習を通しての男女共同参画の推進
3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (3) 被害者の保護・支援体制の整備

基本目標	目標指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅰ	「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	69.9%	75%
	「男女の地位の平等感」において、「家庭生活」が平等と思う人の割合	35.2%	40%
	「DVの被害実態」において経験がある人の割合		全項目 0%
	A ののしったり大声でどなったりする B 外出を禁じたり、交友関係を監視する C げんこつで殴ったり足でけったりする D いのちの危険性を感じるような暴力をふるう	A 29.8% B 10.2% C 7.2% D 2.7%	

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への参画推進社会づくり

誰もが自分らしく輝き、活躍していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。

そのため、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、家庭生活・地域社会への男女共同参画を推進します。また、国内だけでなく国際的な立場からの男女共同参画についても情報を収集し、提供していきます。

主要課題	施策の方向
1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2) 町・事業所・団体における女性の参画促進 (3) 町・事業所における女性の活躍推進
2. 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進	(1) 固定的な性別役割分担の解消 (2) 家事・育児・介護等に対する女性への適正な評価と男性の参画促進 (3) 地域活動への共同参画の推進
3. 国際社会への参画の推進	(1) 情報の収集と提供 (2) 国際理解と交流の推進

基本目標	目標指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅱ	町の審議会・委員会等の女性の構成割合	審議会等 16.3% 委員会等 15.2%	30%
	「性別役割分担意識」において、「男女で仕事、家事・育児を分担」と思う人の割合	80.7%	85%

基本計画

基本目標Ⅲ

男女がともに働きやすい環境づくり

男女がともに働きやすく、性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていくために、職場環境の向上や、仕事と家事・育児・介護等を両立することができる環境整備に取り組みます。

主要課題	施策の方向
1. 雇用の場における男女平等の確保	(1) 雇用機会均等法等関係法の周知 (2) 女性の能力発揮のための支援
2. 仕事と家庭の両立支援	(1) 職場における両立支援の推進 (2) 子育て支援策の充実
3. 多様な働き方への支援	(1) 多様な就業形態における労働条件の向上 (2) 農業・商工業等自営業における労働条件の整備 (3) 起業・再就職等への支援の推進

基本目標	目標指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅲ	「職場における差別の実態」において、「差別はない」と答えた人の割合		
	(1) 採用時の男女差別	(1) 55.3%	全項目 5%増加
	(2) 賃金、昇格などにおける男女格差	(2) 50.0%	
	(3) 女性が結婚や出産を理由に退職する慣例	(3) 53.7%	
	(4) 育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気	(4) 55.3%	
	(5) 性的いやがらせ（セクハラ）	(5) 69.5%	
	(6) 男女で職務内容を固定的に分ける	(6) 50.0%	
	(7) 女性だけがお茶くみ、掃除等の雑用を期待される	(7) 68.3%	
	(8) 研修機会や研修内容での男女格差	(8) 64.6%	

基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

誰もが健やかで安心できる生活環境づくりを推進していくために、子どもから高齢者まで、全世代に対しての健康支援や生活環境整備を進めていきます。

また、子ども一人ひとりが健やかに安心して成長できるよう、子どものための相談支援体制の整備に取り組みます。

さらに、高齢者や障がいのある方の自立支援や福祉サービスの充実を図ります。



主要課題	施策の方向
1. 生涯を通じた健康への支援	(1) 心と身体の健康づくりへの支援 (2) 母子保健サービスの充実
2. 子どもが健やかに育つ環境整備	(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備 (2) 児童虐待防止の推進 (3) 子どものための相談支援体制の整備
3. 高齢者、障がい者等に対する自立支援	(1) 高齢者・障がい者の自立支援 (2) 社会全体での介護支援・障害福祉サービスの充実



基本目標	目標指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅳ	直近1年間に健康診断を受けたと答えた人の割合	86.2%	90%

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を図るために、町の推進体制を充実させ、率先して取り組みます。

1. 役所内における組織の充実

(1) 男女共同参画専任職員の配置検討

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、専任職員の配置を検討します。

(2) 職員への啓発

町の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、職員すべてを対象に男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の研修や情報提供の充実を図ります。

2. 推進体制の充実

(1) 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、関係事業の進捗状況の確認や評価を行います。

(2) 調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、定期的に町民意識調査等各種調査を実施し、町民の男女共同参画についての現状とニーズを把握するとともに、男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の動向、近隣市町村の動向、民間団体などの動向についての情報の収集を行います。

(3) 男女共同参画を推進するための拠点機能の整備

町民が、男女共同参画に関する情報の収集、発信、交換等を自主的に活動できるような拠点機能の導入について検討します。

3. 連携の強化

(1) 町民・団体・事業所との協働

男女共同参画社会の実現のために、町民・団体・事業所など地域の人と行政が共に連携し、町民一人ひとりの自主的な行動によって、意識改革や各施策を推進します。

(2) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のために、国・県・近隣市町村や関係機関との連携と協力体制の強化を図ります。

第2次八千代町男女共同参画プラン 後期基本計画 概要版

令和7年3月

発行 八千代町 秘書公室 秘書課

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地

TEL:0296-48-1111 (代)